

Title	法律学とコンピュータのかかわり
Author(s)	福田, 雅章
Citation	大阪大学大型計算機センターニュース. 1978, 30, p. 45-51
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/65387
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

法律学とコンピュータのかかわり

大阪大学教養部 福田 雅章

1. はじめに

1945年にコンピュータ第一号 ENIAC がこの世に出現してからすでに33年、電子計算機の利用を中心とする情報革命は、われわれの日常生活のすみずみにまで浸透し、近い将来におけるそのより一層の発展は、われわれを確実に「未知との遭遇」に等しい超高度の「情報化文明社会」へと駆り立てている。高度経済成長がまさに佳境に入った1968年から69年にかけて、産業界の呼びかけに呼応して提出された「産業構造審議会」の「情報処理および情報産業の発展のための施策に関する答申」に基づいて、わが国の公共投資主導型の情報産業育成・強化政策が本格的に開始されてからわずか10年しかたないというのに、1977年3月末現在で、わが国の汎用電子計算機の実働総台数は40,719台に達し、MIS（経営情報システム）の開発整備は言うにおよばず、国および地方公共団体の行政レベルにおけるAIS（行政情報システム）の開発利用も急速に進み（電子計算機の導入率は国の各省庁および都道府県レベルでは100%、市町村レベルでは78.6%に達している）、現在では電子計算機の利用なしにはあらゆる分野での国民生活が完全に停止してしまう程までに至っている。

このように物の価値に対して情報の優越的価値がわれわれの日常生活の万般を支配決定する「情報化社会」のあまりにも唐突な出現を目の前にして、実はわれわれ法律家（といって語弊があればすくなくとも私）は、寝入端をたたき起こされた小犬のように、最初は恐怖と戸惑いのために尻込をし、だんだん目が覚め意識がはっきりしてくるにつれて「これは大変だ」と思い始め、今ようやく現実に向かってその第一歩を踏み出したところである。コンピュータシステムの導入に伴って法律の分野にいかなる問題が生じ、どの方向に進もうとしているかは未だ定かでない。従来そして現在もこの問題に対する法律学の関心が十分に高いとは言い難いことだけは確かである。ただ一昨年「法とコンピュータ学会」が創設され、遅ればせながら着実に来るべきより洗練された情報化社会に対応するための法律学がその第一歩を踏み出したこともまた事実である。

コンピュータの出現が法律の分野にいかなる変化をもたらすかの考察に際しては、差し当たって次の三つに分けておくのが便利であるように思われる。第1に、学問としての法律学そのものの領

域におけるコンピュータ利用の問題、第2に、法の規制対象としている領域におけるコンピュータの利用が既存の法理論および法制度にいかなる変化をもたらすかの問題、第3に、コンピュータの利用をめぐって新たに生じる法律問題。これらの三つは相互に深く関連しており厳密に区別することは不可能である。一応の目安にはなるであろうという程度のものでしかないことをあらかじめお断りしておきたい。以下においては、上述の第1の領域の問題および第3の領域に属するコンピュータ利用とプライバシー保護の問題、それに「法とコンピュータ学会」のこと等を素描することによって、法律学とコンピュータの係わりのほんの一端を提供させて頂くことにする。特に第2の領域に関しては、ここでは全く触れなかったが、現在の有体物を中心につくられている法律体系が、コンピュータ情報およびそのシステムといった目に見えない無体物に対していかに対応し得るのかといった基本的な問題をはじめ、コンピュータ犯罪、コンピュータ保険、情報公害に基づく責任の所在と程度の問題、コンピュータ情報の保護および取引、さらには立法・行政に与える影響……といった広範かつ多数の問題が存在している。これらについてはやがて各々の専門分野において、コンピュータ・システムを導入することの長短が十分に比較考量された後個別的に結論が下されていくものと思われる。

2. 「法とコンピュータ学会」

法とコンピュータの概観のまず最初のものとして、新しく誕生した「法とコンピュータ学会」の簡単な紹介から始めることにしよう。

この組織はアメリカにおける Computer Law Association に相当するものとして、1976年10月に発足した。そもその発端は1975年8月に東京で開催された第2回米コンピュータ会議(2nd USA-Japan Computer Conference)のための「法とコンピュータ」Preconference Symposium において、神戸大学の早川武夫教授を中心にその設立準備が発起されたものだった。この学会は純粋な研究団体として、(1)法の分野におけるコンピュータ利用と(2)コンピュータをめぐる法律問題との調査研究を目的とするものであり、会員は法律実務家、法律学者、コンピュータ関係の学者ばかりでなく、コンピュータのメーカーおよびユーザーの関係者や官公庁関係者が多数参加している。第1回創立総会においては規約の採択と役員を選出(本学からは萬代三郎助教授が理事に選出された)後、「法とコンピュータ」および京大グループによって開発された法律情報検索システム L I S についての報告が行われた。

第2回大会は昨年10月、2日間にわたって、IBM 本社オーデトリウムにおいて開催され、第1回目には、「コンピュータ情報と行政」、「コンピュータ情報の取引」、「コンピュータ情報の保護」、「コンピュータとプライバシー」それに「法と登記情報のコンピュータ」といったテーマの下での報告と討論が行われた。100名以上の参加者を得て盛会であった。第2日目はIBM 本社で法律情報検索(LIS)についてのデモンストレーションが行われた。

今後学会活動の一環として機関誌発行も提案されており、この学会(員)を中心に法とコンピュータの関係は学問的にもますます深化発展させられるものと期待される。

早川武夫「法とコンピュータ学会の現状と課題」ジュリスト655号、同「第2回日米コンピュータ会議と日本・法とコンピュータ学会」ジュリスト598号。なお第2回法とコンピュータ学会の報告はジュリスト658号に「情報科学への歩み」として特集されている。

3. 法律学におけるコンピュータの利用

従来法律学の分野においては数学はほとんど無縁のものと考えられてきた。それは第1に法律学がことばの学であり、大前提としての法律を解釈するための Dogmatik と考えられていたからであり、第2に規範学としての法律学は「違法かさもなければ適法か」という規範に基づく質的な Dichotomy に終始し、定性分析にはなじんでも定量分析にはなじまないと考えられ、第3に法律学は官僚法学として支配者の意志を Justification することに主眼が置かれ、その妥当性を検証するために他の諸科学の力を借る必要がなかったからである。ところがO.W.ホームズの「法とは裁判所が実際に行うであろう予言」であるとする表現に代表されるプラグマティズム法学は、単なることばの論理の学としての概念法学を排して、そのことばが言い表わしている事実を経験的に予測しようと試み、それを受け継いだリアリズム法学は、心理学、精神分析学、統計学、実態調査等経験科学的方法を用いて、法および法秩序を探究するに至った。そしてこの傾向は、戦後アメリカにおける電子計算機の発展と共に、ついに法の分野においても計量法学(Jurimetrics)を誕生させるに至った。他方、概念法学を否定するもう一つの系譜はヨーロッパで展開され、民衆の「生ける法(lebendes Recht)」の探求を目的とするエールリッヒの法社会学として結実した。この法社会学は戦後日本においても民主化のプロセスの中で広く発展し、計量法学

をもその内に取り入れるに至っている。

さて、この計量法学は1949年にL.ロエヴィンガーによって提唱され、主として次の三領域で研究が進められている。(1)コンピュータによる法令および判例の検索、(2)判決の行動科学的分析と判決予測、(3)記号論理の3つである。以下にごく簡単に(1)と(2)を概念してみよう。

ジュリメトリックスの一般的紹介としては、松村良之「ジュリメトリックス」ジュリスト600号、宮原守男「計量法学と裁判」ジュリスト増刊『理論法学の課題』、三井誠「法学における計量的研究」行動計量学2巻2号、バーデ編(早川・碧海編訳)『ジュリメトリックス』等参照。日本評論社、早川武夫『アメリカ法学の展開——自然法学から行動法学まで』一粒社

法律情報検索システムは日本においては未だ実用化されていない。最高裁判所図書館の戸村和夫氏と日立製作所との共同開発による漢字仮名交りによる判例検索システム(CASE SYSTEM)は、最高裁判例集の判例事項をコンピュータの中に入れ、その検索のためにはその中に含まれる重要な語を見出し語とし、検索もれを防ぐためのシソーラスを用意している。パイロット・プロジェクトとしては一応の成功を納めたと報告されている。その他日本電気のJUSTICE SYSTEMや京大グループのLISが試みられている。このような日本の状況に対して、56にも上る裁判域を有し、それぞれがぼう大な法令と判例を抱えているアメリカにあっては、実務上の要請も強く、すでにいくつかのシステムが実用化されている。特にミード・データ・セントラル社の検索システムLEXIS(Legal Text Retrieval Service)は、連邦、オハイオ、ニューヨーク、ミズリー、テキサス、イリノイ各州の法令と判例を全文コンピュータの中に蓄積し、100ヶ所以上の端末装置を持つオンライン・システムを完成させている。その他J.ホーティ教授の先駆的業績を継ぐASPEN、空軍省のFLITE、司法省のJURIS等がある。最近ではアメリカ最大の法律出版社ウェスト・パブリッシングが要旨入力方式による独特のWESTLAWサービスを開始するに至っている。今後日本においても同様の検索システムが作られるかどうかに関して、日本においては、アメリカにおけるように法制度が複雑でなく、かつ漢字仮名交りというコンピュータ化への大きな障害を有していることに鑑みると、ただちに実用化が現実的日程に上るものとは思われない。

次に司法行動分析に関しては、やはりアメリカにおいて、主として政治学者によって司法行動に対する政治学的関心という関点から発展させられた。これは裁判所を一つの政治集団と考え、各裁判官がいかなる投票行動を行うかといった視点から分析を試みるもので、ブロック分析および因子分析を用いた G. Schubert の研究、心理学で開発された尺度表分析を用いた S. S. Ulmer の研究等多数のものがある。このような政治学的な関心とは別に、多数の要因 事実 が存在する場合に、それらがどのように組合せられることによってどのような結論（判決）が導かれるかという、具体的な法的事実を前提としての判決予測に関しても F. Kort や R. C. Lawlor 等によって予測モデルが作られている。これらは、前記の政治学的な裁判官の行動予測方法とともに 1960年代に入ってから日本においても紹介され、これらの手法を借用したいくつかの研究が発表されるに至っている。69年には Baade (ed.)『Jurimetrics』が早川・碧海等によって翻訳され、日本におけるジュリメトリックス研究の本格的な出発の道標となった。その後、林知己夫博士の、質的なものと量的なものを同時に扱うことのできる多変量解析手法としての数量化理論が大型計算機の出現とともに可能になり、これを用いて交通事故訴訟における慰謝料に関する判決予測や窃盗罪における起訴・起訴猶予の分析がなされるに至っている。今後とも量刑基準を明確にするといった実務的にも意味のある分野の予測研究はますます深化発展させられるものと期待されている。

早川武夫「アメリカにおける法学と電子計算機——特に Information Retrieval について」ジュリスト 328号、太田知行「条文・判例検索の諸技術」法律時報 41巻 4号、早川武夫「判決予測とコンピュータ」bit 9巻 4, 6, 8, 10号、同「アメリカにおける司法過程と行動科学」法律時報 38巻 4号、B. J. ジョージ他編『経験法学入門』東大出版、三井誠「検察官の起訴猶予裁量——その歴史のおよび実証的研究（四）」法学協会雑誌 91巻 21号、宮原守男「交通事故訴訟における慰謝料の分析」私法 31号 129頁。

4. コンピュータの利用と法的規制——プライバシーの保護

以上に述べてきたところは、コンピュータが法領域においてどのように利用され得るかという問題であった。これに対してここで扱うテーマはコンピュータの利用に対していかなる法的規制が必

要であるかという問題である。これには(1)個人情報(またはプライバシー)の保護と(2)情報システム(データ, ソフト, ハード)の保護という二つの側面がある。ここでは(1)の問題に限って以下に垣間見ることとする。

コンピュータ社会が出現してからまだ日が浅いというのに、われわれ一人一人の個人情報がすでに、国家行政機関、自治体および民間機関のコンピュータに大量に蓄積されるに至っている。この傾向は今後ますます強まることが予想され、特に現在医療情報システム開発センターによって鋭意開発されている「医療情報システム」は、すでにその実用化が現実的なものとなりつつある。このような過去においてわれわれが経験したことのない大量な個人情報のデータ・バンクへの一括貯蔵とそのフローを中心とした「情報システム」は、市民の私的または公的福祉の向上を直接的な目的とするものであるが、半面もしこれらの個人情報がわれわれの知らない間に他目的のために使用され、流用されるとするならば、それは個人のプライバシーを侵害する危険を本質的に内包したシステムでもある、ということになる。しかも各情報システムが、それ自体で一つの完結せる制度として止まらずに、情報のより一層の効率的・多角的利用のために、システム相互間でのデータ・クロスを行い、さらには「事務処理用統一個人カード」(いわゆる総背番号)によってNIS(全国情報システム)にリンクされるとするならば、個人的自由の体系をもった社会が情報による国家的管理の体系をもった社会へと転換する危険性さえも含んでいるといえよう。コンピュータによる個人情報の効率的・多面的利用が逆に個人の自由を否定するに至るとするならば、そもそもシステムの存在そのものが疑問視されるに至るであろう。日本におけるこれまでの情報システム開発の経過をみると、それは国家と特定企業サイドの一方的な先行投資によるそれら特定機関のためのシステム化でしかなかったように思われる。情報システムそのものは本来単なる道具であり、機械でしかない。そうであれば「情報社会」をして特定の機関または集団が情報を独占することによる「管理社会」に墮さしめないためにも、またおそらく人類史上人間が手にした最も価値多きコンピュータを十分に活用するためにも、個人の自由の保障という観点を再確認しておくことはきわめて重要である。

従来、一般にプライバシーの権利とは、①私生活が他によつてのぞき見されない権利、②みだりに私事が他人によつて公開されない権利、③自己に関する誤報を流されない権利、あるいは、④私事を営利的に利用されない権利等といわれてきた。これらは主として、マスメディアによる侵害からの防止を中心として組み立てられた概念であった。しかしながら、コンピュータをはじめとする

電子工学の発達に伴って、本人の知らぬ間に膨大な私事に関する情報が蓄積され、かつそれらが本人の知らぬ間に利用されるに至った現在においては、プライバシーの権利をより積極的に、自己に関する情報を自ら保持し、その伝播を自らコントロールする権利として理解すべきである。情報システムとの関係で、かかるプライバシーの権利の具体的内容を考察してみると、以下のようなものを列挙することが可能であろう。第1に、本人の同意権：自己の情報をインプットするか否かに関して、また一旦特定の目的のためにインプットした情報をそれ以外の目的に使用する場合、およびシステム相互間で情報を交換する場合における本人の同意権。なお、最初のものに関しては法律で情報インプットに関する規準を設定することによって、自己の同意権に代えようとする提案もみられる。第2に、情報内容にアクセスする権利：自己のフェイルされている情報内容に対し、それを確認、削除、修正、追加する権利、ならびに誰が自己の情報を使用したかを知る権利。第3に、情報のセンシティブィティの程度に応じて開示、使用の基準を定め、またアクセスする者の限定およびその権限の程度を定めること。そして第4に、不必要になったデータの廃棄請求権。

さて、これらの強力なプライバシーの権利をすべて認めるとすると、おそらく情報システムにおける情報の多元的・効率的利用は、著しく低減することが予想される。これらの原則的なものがすべて認められないとしても、システムに関する詳細な法的規制、技術的保護手段、システムに関係する者の倫理コードの確立、不正利用に対する刑罰規制、あるいは中立的なシステム監督・検査機関、および苦情処理機関の設置等によって、個人情報の保護が十分に可能であるとするならば、その具体化が検討されるべきであろう。要は情報システムの生み出す利益と個人の自由の保障とのバランスの問題である。われわれはすでに諸外国におけるプライバシー保護法またはデータ保護法の中に、あるいは国内における諸提案（行監委報告や社会党案）の中にいくつかのバランスのさせ方の例をみることができる。ただ最後にわれわれが忘れてならないことは、大衆レベルでの支持と基盤がない限り、史上に咲いた情報文化は結局徒花として散りゆく運命にあるということである。

堀部政男「コンピュータとプライバシー」ジュリスト658号、奥平康弘「情報化社会」（『未来社会と法』筑摩書房）、ジュリスト589号特集「行政とプライバシー」、A.ミラー『情報とプライバシー』ダイヤモンド社。